

## 高圧ガス容器使用に関する契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」と称する) と株式会社サイサン (以下「乙」と称する) とは、別表に記載する高圧ガス容器 (以下「容器」と称する) の使用に関し、以下の通り契約を締結する。

### 第1条 (貸借関係)

甲は、高圧ガスの消費、販売に必要な容器を乙より借り受け使用し、乙はこれを甲に貸与する。

### 第2条 (管理者の注意義務)

甲は、乙より借り受けた容器について、高圧ガス保安法を始めとする関係政省令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、管理使用し、使用上の責任は、甲が負うものとする。

### 第3条 (容器の返還)

甲は、容器の使用が終了した場合は、乙に直ちに容器を所定の方法で、所定の場所に返還する。

2. 契約解除または期間満了により、本契約が終了した場合も前項と同様とする。

### 第4条 (容器の無償使用期間)

甲は、乙より借り受けている容器について、出荷された月及びその翌月以降別表に定める期間は無償で使用できる。

### 第5条 (容器使用料)

甲は、第4条による容器の無償使用期間を超えて容器を使用する場合、容器1本につき、1ヶ月毎に別表に定める金額の容器使用料(消費税別)を、乙に支払うものとする。

### 第6条 (容器賠償金)

甲が容器を紛失または損傷した場合、及び容器が使用に耐えない状況にあつて乙への返却が不可能と認められるときは、甲は乙に対して容器賠償金を支払うものとする。

2. 容器が出荷された月を含めて25ヶ月を超えて乙に返却されない場合は、紛失されたものと見なし、甲は乙に対して容器賠償金を支払うものとする。

3. 第1項及び前項の賠償金は、同種容器の市場価格を基準にして甲乙協議の上決定する。

### 第7条 (賃貸借の終了)

甲乙間の賃貸借関係は、甲から乙への容器の返還あるいは容器賠償金の支払いをもって終了する。

### 第8条 (容器使用料等の変更)

乙は、容器の価格変動等大幅な経済変動があつた場合、容器使用料及び容器賠償金の額を変更できる。

### 第9条 (契約の解除)

甲または乙が、本契約の期間内に解約を申し出た場合は、双方協議し、合意の上、本契約を解約することができる。

2. 甲または乙が、下記のいずれかに該当するときはその相手方は催告しないで本契約を解除することができる。

- ①本契約に違背し、相当の期間を定めて催告しても違背事実が是正されないとき。
- ②経営存続について、重大な事態が生じたとき。
- ③経営あるいは支払いの不安について相当の理由があると認められたとき。
- ④その他、前各号に準じる状況が生じたとき。

#### 第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から1ケ年とする。

2. 前項の期間満了1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による変更又は終了の申し入れのない場合は、この契約は更に1ケ年自動的に更新されるものとし、以降も又同様とする。

#### 第11条（規格外事項）

本契約に記載のない事項、あるいは不測の事態が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもってその解決に当たるものとする。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を保有する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

甲 住所： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

乙 埼玉県越谷市大字平方2366-1

株式会社サイサン 越谷営業所

所長 北村 悠

別表 容器使用料

容 器 使 用 料

ガス名	容器の種類	無償使用期間	容器使用料(円/月)
酸素、窒素、アルゴン ヘリウム、水素	47L型	3ヶ月	600
酸素、窒素、アルゴン ヘリウム、水素	47L型 未満	3カ月	1,000
液化炭酸ガス	30kg型	3ヶ月	600
液化炭酸ガス	30kg型 未満	3カ月	1,000
アセチレンガス		6ヶ月	1,000
溶接用混合ガス		3ヶ月	1,000
純ガス		12ヶ月	1,000
標準ガス		12ヶ月	1,000
食添用ガス		1ヶ月	1,000

※上記使用料には、消費税を含んでいません。

※上記記載のないガス種、容器容量につきましてはご確認ください。

※管轄事業所によってご揭示金額が異なる場合がございます。